

更新申請における「実務に従事」の3条件

<支援対象者（相談者）の属性>

1. 支援対象者（相談者）は労働者※1(15歳以上)か？

※1 現在就業している方、現在仕事を探している求職者（ハローワーク等の職業紹介機関に求職の申し込みを行っている方、学卒就職希望者等）、現在は無業（引きこもりや学生、生徒等を含む）だが職業に就く希望がある方

NO →

YES ↓

<コンサルティングの内容>

2. 相談内容・目的は、職業の選択、職業生活設計又は職業能力開発および向上に関する内容であったか？

NO →

YES ↓

<コンサルティングの形式>

3. 相談※2は、1対1または、6人以下のグループワーク運営の形式で15分以上行われたか※3？

※2 以下のものは相談に含みません。ご注意ください。

- ・ 職業に関係しない人生相談
- ・ 職業に関係するが情報提供にとどまるもの
- ・ セミナーや研修の講師
- ・ 採用面接、人事面接

※3 対面、電話または画像通信システムで行われた非対面の相談のいずれも対象となります。

NO →

YES ↓

申請可能

「実務従事に関する証明書（国家資格キャリアコンサルタント登録更新申請用）」、集計表等を作成の上、更新申請時にご提出ください。

申請不可